地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会開催要網線務省自治財政局準公営企業室

1 目 的

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、依然として医師不足等の厳しい環境が続く中、持続可能な経営を確保し切れていない病院も数多くみられる。また、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、国の進める医療提供体制の改革と連携し、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいただくことが必要になっている。このため、当省では平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、各地方公共団体に対して平成28年度中に新公立病院改革プランを策定の上、改革に取り組んでいただくよう要請したところである。

このような公立病院をめぐる経営環境や、医療提供体制の改革の動向等を踏まえ、地域における医療提供体制の確保や公立病院の更なる経営改革を推進する観点から、このたび当省で調査研究会を開催し、学識経験者や公立病院の経営に携わる者など専門的かつ優れた見識を有する者に意見を伺いつつ、公立病院に対する施策の在り方等について検討を行うものである。

2 名称

本研究は、「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」(以下、「研究会」という。)と称する。

3 研究テーマ

地域医療の確保のために必要な施策の在り方や新公立病院改革の推進に資する施策の在 り方等(地方財政措置を含む)を検討

4 模成員

別紙構成員名簿のとおりとする。

5 スケジュール

平成28年9月から開催予定。

6 運 営

- ① 研究会に、座長1人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- ② 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- ③ 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を 聴取することができる。
- ④ 座長は、必要があると認められるときは、研究会を公開しないものとすることができる。その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- ⑤ 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- ⑥ 本要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局準公営企業室が行う。

地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会 構成員名簿

(座長)

(構成員)

伊 関 友 伸 城西大学経営学部マネジメント総合学科教授

尾 形 裕 也 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授

押淵 徹 平戸市民病院長 兼 平戸市保健センター所長

北 良 治 北海道奈井江町長

しまざき けん E 島 崎 謙 治 政策研究大学院大学教授

田 城 孝 雄 放送大学教養学部教授

たなか いっせい 地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 田 中 一 成

兼 静岡県立総合病院長

中 川 正 久 島根県病院事業管理者

本 間 善 之 自治医科大学卒後指導部長

森田眞照市立ひらかた病院長

(構成員は五十音順、敬称略)